

奈良県訓令第五号

各部課室  
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月一日から施行する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

別表の本庁における記号の表農林部の項中 「農業水産振興課」

「農水

農業水産振興課

に改める。

振」を  
農業水産振興課  
全国豊かな海づくり大会推進室  
「農水振」に改める。